

▶ **Q 1** 対象となる業種は何ですか。

▶ **A 1** 日本標準産業分類の大分類の内、「農業、林業」、「漁業」、「公務」を除く全業種が対象となります。ただし、政治団体や宗教団体は対象外となります。

▶ **Q 2** 天童市内で事業所を営営していますが、法人登記の本店は市外（社長宅）で登録されています。市外では営業を行っておりませんが、この場合給付金の対象となりますか？

▶ **A 2** 給付の要件は、本社又は本店が市内にある事業所が対象となっています。ご質問の件については、本店が本市にあると解釈し、給付金の対象となります。

▶ **Q 3** 天童市から、他に新型コロナウイルス感染症関係補助を受けている事業所もこの給付金を申請できますか。

▶ **A 3** 申請は可能ですが、「天童温泉等緊急経営支援給付金」又は「天童市中小企業者（飲食業）緊急経営支援給付金」を受給した方は、受給額を差し引いた額が給付されます。差引額が0円以下の場合には給付を受けることは出来ません。

▶ **Q 4** 申請後、どのくらいの期間で振り込まれますか？また、振込に際してお知らせ等がありますか？

▶ **A 4** 概ね申請から2週間程度で振り込みますが、申請書や添付書類に不備があった場合は遅くなる場合があります。また振込に際しては、別途、市役所から「交付決定通知書」を郵送します。

▶ **Q 5** 申請者と異なる名義の口座を振込先に指定することはできますか？

▶ **A 5** 原則、申請者と同一の口座を指定してください。
申請者と異なる名義の口座に振込先を指定する場合は、別途、申請者から指定された口座の名義人への委任状（任意様式：要押印）が必要となります。

▶ **Q 6** 従業員はパート社員や派遣社員、役員も含みますか？

▶ **A 6** この事業において「従業員」とは「同一の事業所に継続して1年以上使用されている（見込の者も含む）者」としています。このため、パート社員や派遣社員でも、この条件を満たしていれば、従業員数に算入してください。会社役員及び個人事業主は使用されている者とは言えないため、従業員には該当しません。なお、従業員数には、市外にある事業所で使用されている方も算入することができます。

▶ **Q 7** 市外に居住し、天童市内で個人事業を営んでいます。この場合の市税の納付状況等の確認はどのように行われますか？

▶ **A 7** 個人経営で市外に住所を有する方は、天童市で納付状況を確認することができません。
お手数ですが、お住まいの市区町村で令和元年度（平成31年度）の納税証明書（住民税・固定資産税）を発行の上、申請書に添付してください。

▶ **Q 8** 令和元年分の確定申告書又は収支決算書の控えを紛失してしまいました。その場合どうしたら良いですか？

▶ **A 8** 申告書等を紛失した場合は、申告書等をご提出された所で発行することが可能です。税務署又はお住まいの自治体の市役所税務担当課にお問合せください。

▶ **Q 9** 前年途中又は今年に入り廃業しました。この場合でも、給付金を受け取ることができますか？

▶ **A 9** 本給付金受給以後も事業継続の意思がある方が対象となるため、給付金を申請することはできません。
また、相続等により事業承継を行った場合は、現在の事業者が本給付金の対象となります。

▶ **Q 10** 市の経営持続サポート給付金を受給後に、国の持続化給付金の受給要件を満たしました。この場合、国の持続化給付金の申請はできませんか。

▶ **A 10** 経営持続サポート給付金として受給した額を市に返納した上で、国の持続化給付金の申請をお願いします。

▶Q 1 1 今年の売上が分かる資料とはどのようなものですか。

▶A 1 1 指定の様式はありません。月ごとの売上額が分かる各事業所の帳簿等のコピーや、データを抽出したものを提出してください。

※ 令和元年1月から申請日現在で集計済みの月までの全ての月について提出して下さい。

▶Q 1 2 従業員名簿の指定の様式はありますか。

▶A 1 2 指定の様式はありませんが、従業員の「氏名」と「住所」が分かる名簿を提出してください。

なお、個人事業主の方と、従業員が29名以下の法人は名簿の添付は不要です。

▶Q 1 3 個人事業主ですが、申告書では昨年の月別の売上が分かりません。昨年同月の売り上げはどのように考えるとよいですか。

▶A 1 3 原則として、昨年1年間の売り上げを12で割ったものを使用してください。

▶Q 1 4 天童市内に2つの事業所を経営していますが、2つの事業所でそれぞれ給付金を申請できますか。

▶A 1 4 本給付金については、1つの経営体について、1回の申請をできます。このため、個人事業の場合、1人の方が市内に複数の事業所を有していても、申請は1回限りとなります。

なお、法人の場合は法人ごとに申請可能です。

▶Q 1 5 国の持続化給付金について相談できますか。

▶A 1 5 国の持続化給付金については、市では相談を受け付けておりません。

コールセンター（0120-115-570）へ御相談下さい。
